

公益財団法人高松市文化芸術財団評議員、役員等の報酬及び費用弁償規程

(平成15年3月28日 規程第4号)

改正 平成19年3月30日 規程第3号

改正 平成23年10月3日 規程第5号

改正 平成24年3月27日 規程第16号

改正 平成28年3月29日

改正 令和6年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人高松市文化芸術財団（以下「財団」という。）定款第15条、第31条及び第32条第4項に規定する財団の評議員、役員等が用務に従事したときの報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 常勤の役員（常務理事）には、報酬を支給することができる。

2 前項に定める者の報酬の額は、年額400万円を超えない範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会の承認を得て理事長が決定するものとする。

3 前項の報酬は、財団職員の例により支給する。

4 高松市職員以外の非常勤の評議員及び役員には、その職務の対価として、職務に従事した日数に応じ、日額6,500円を報酬として支給する。

5 前項の報酬は、支給要件の発生の都度、本人に直接支給するものとする。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

6 他の団体に所属する者で、当該団体から財団に派遣を命じられ、財団の常勤の役員に就任することとなった者については、第1項の規定にかかわらず、派遣元団体と財団で協議のうえ定める。

(費用弁償)

第3条 会長、役員及び評議員には、理事長が費用の弁償を必要と認めた用務に従事したときは、前条第4項の報酬に代えて、財団旅費規程の定めに基づき、旅費を支給する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日 規程第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年10月3日 規程第5号）

この規程は、公益財団高松市文化芸術財団の移行認定の登記の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日 規程第16号）

この規程は、公益財団高松市文化芸術財団の移行認定の登記の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。